

令和8年第3回瑞穂市農業委員会総会議事録

1. 招集年月日 令和8年3月18日
2. 開催日時 令和8年3月26日 午後1時30分
3. 開催場所 瑞穂市役所巢南庁舎3階 3-2会議室
4. 出席委員数 14人

5. 出席委員

- 1番 松野藤四郎委員
2番 古川 正敏委員
3番 廣瀬 秀男委員
4番 青木千恵子委員
5番 浅野 隆士委員
6番 林 鉄雄委員
7番 豊田美津雄委員
8番 高田 住代委員
9番 高田 里美委員
10番 今尾 京子委員
11番 武藤 誠委員
12番 馬淵 正直委員
13番 北村 一也委員
14番 酒井 健詞委員

6. 欠席委員 なし

7. 本会議に職務のため出席した事務局職員

事務局長	鹿野 将弘
事務局次長	玉置 公司
書記	住 義之

8. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名について

日程第2 専決処分等の報告について

報告第4号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書について

報告第5号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書について

日程第3 農地法関連議案について

議案第10号 農地法第3条の規定による許可申請書の審議について

議案第11号 農地法第4条第1項の規定による許可申請書の審議について

日程第4 農地中間管理事業（農地バンク）法関連議案について

議案第12号 農用地利用集積計画等促進計画案に関する意見について（一括契約）

日程第5 納税猶予制度の証明について

議案第13号 租税特別措置法第70条の6第1項に規定する農地等についての相続税
納税猶予の適用を受ける適格者証明願いについて

10. 審議の経過

(午後1時30分)

- 議 長 本日、総会を招集しましたところ、定刻までにご出席をいただき誠にありがとうございます。只今の出席委員は14名です。定足数に達しておりますので、瑞穂市農業委員会第2回総会を開会いたします。直ちに本日の会議を開きます。お手元に配布してあります資料を基に進めて参ります。
- 議 長 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、11番武藤誠委員、12番馬淵正直委員の2名を指名いたします。
- 議 長 日程第2、専決処分等の報告について、令和8年2月12日から令和8年3月10日までの間に、瑞穂市農業委員会に届出のあった、農業委員会事務局規程第6条の規定による、専決処分事項につきましては、法令及び当委員会の申し合わせ事項について事務局で、確認及び審査し受理済みであります。報告第4号「農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書について」、報告第5号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書について」、事務局に報告を求めます。
(事務局報告)
- 議 長 只今、事務局から報告がありました、報告第4号、報告第5号について、質疑等ありませんか。
- 廣瀬委員 今回の届出とは関係ないですが、番号1の只越の物件について、タブレットに入っている農地ナビではひとつしか表示されていませんが、今後農地ナビにはどうのように反映されますか。
- 事務局 農地ナビを立ち上げた時点で農地データは送っていますが、2つ目の筆については登記宅地現況畑となっているため、反映されなかったものと思われます。また議案第12号番号1についても登記雑種地現況田になっている筆についても北村委員から問い合わせがありました。過去に鉄塔敷になっていた関係で農地ナビに反映されていない部分があります。疑問があった場合は事務局に農地台帳システムがありますので、ご確認いただければと存じます。

- 議 長 その他、質疑等ありませんか。
(質疑、意見無し)
- 議 長 日程第2の専決処分の報告を終わります。
- 議 長 日程第3、農地法関連議案について議題とします。議案第10号「農地法第3条の規定による許可申請書の審議について」、議案第11号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」、事務局に説明を求めます。
(事務局説明)
- 議 長 只今、事務局から説明がありましたが、地区担当委員の方から、ご意見がありましたらお願い致します。
- 議 長 議案第10号番号1について、武藤誠委員ご意見ありますか。
- 武藤委員 特段意見等はございません。
- 議 長 議案第10号番号2並びに議案第11号番号1について、北村一也委員ご意見ありますか。
- 北村委員 議案第10号番号2については、譲受人は、市で3、4軒しかいない梨の栽培をされている貴重な農業者であり、譲受人とは親族関係ということです。譲受人は過去当該地で柿の栽培をされていましたが、現在木を切って、定期的に草刈りをして管理している状態です。この度管理しきれないとのことで譲渡することになりました。譲受人にとっては自宅のすぐ北側ということもあり、使い勝手が良いとのことで問題ないと思われまますのでよろしくお願ひします。
続きまして、議案第11号番号1ですが、令和6年11月に農地法第3条許可により取得されたと同時に畑への使用目的変更届が提出されましたが、当初は樹木や苗置場の計画で盛土をすることでしたが、計画が変わり、令和7年4月に農業振興地域の整備計画の変更の申出があり、事務局の説明した通りの内容になりました。事務局に使用目的変更届により畑にして地目変更登記をすべきところ、地目変更されていなかったのので、取扱いについてどうすべきか確認しました結果、

使用目的変更届の取り下げをして現状に合わせる形にするようお願いしました。本日、使用目的変更届の取り下げの提出を受けたことを確認しました。今回の内容については問題ありませんのでよろしく申し上げます。

○議 長 議案第10号番号3について、古川正敏委員ご意見ありますか。

○古川委員 特に問題ないと思われます。よろしく申し上げます。

○議 長 只今、地区担当委員及び事務局より説明がありましたが、中央のテーブルに準備しました各種申請書を精読して頂くため、暫時休憩とします。再開は14時00分とします。

(休憩)

○議 長 只今より再開いたします。

○議 長 それでは、議案第10号番号1について、質疑、意見があれば挙手をお願いします。

(質疑、意見無し)

○議 長 質疑、意見が無いものと認めます。議案第10号番号1について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

○議 長 全会一致と認め、原案のとおり決定されました。

○議 長 議案第10号番号2について、質疑、意見があれば挙手をお願いします。

(質疑、意見無し)

○議 長 質疑、意見が無いものと認めます。議案第10号番号2について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

○議 長 全会一致と認め、原案のとおり決定されました。

- 議 長 議案第10号番号3について、質疑、意見があれば挙手をお願いします。
(質疑、意見無し)
- 議 長 質疑、意見が無いものと認めます。議案第10号番号3について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。
(全員挙手)
- 議 長 全会一致と認め、原案のとおり決定されました。
- 議 長 議案第11号番号1について、古川正敏委員が関係者となりますので退出をお願いします。
(古川委員退席)
- 議 長 議案第11号番号1について、質疑、意見があれば挙手をお願いします。
(質疑、意見無し)
- 議 長 質疑、意見が無いものと認めます。議案第11号番号1について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。
(全員挙手)
- 議 長 全会一致と認め、原案のとおり決定されました。古川委員の入室を認めます。
(古川委員入室)
- 議 長 日程第4、農業中間管理事業法関連議案についてを議題とします。
議案第11号「農用地利用集積計画等促進計画案に関する意見について」、事務局に説明を求めます。
(事務局説明)
- 議 長 議案第11号のうち、番号1から番号7について、今尾京子委員が関係者となりますので退席をお願いします。
(今尾委員退席)

○議 長 議案第11号番号1から番号7について、質疑、意見があれば挙手をお願いします。

(質疑、意見無し)

○議 長 質疑、意見が無いものと認めます。

議案第7号番号1から番号7について「原案のとおり意見無し」でよろしい方は挙手を願います。

(全員挙手)

○議 長 全会一致と認め、「意見無し。」といたします。

○議 長 今尾委員の入室を認めます。(今尾委員入室)

○議 長 議案第7号番号8から15について質疑、意見があれば挙手をお願いします。

○松野委員 番号8と番号9の耕作者について、今回は祖父江地区ですが、所有者の農業規模を縮小した耕作者に農業をやってもらうことですが、作業内容について、農地周辺の雑草除去についてはどうなっているのか、後の管理について所有者、耕作者どちらがやるべきかそのあたりをお伺いしたい。

○事務局 耕作者については、数年間このような話が度々あがっておりますが、この耕作者は畦畔の管理については、使用貸借とは別に地権者がお金を払えば、管理をする契約を取り交わしてやっております、そうでなければ、所有者が畦畔を管理することになっていると伺っています。その部分に関しては法律の規制がありません。他の農業者は耕作者が畦畔を管理をしております差が生じているのが現状です。

○松野委員 言われていることは分かりますが、実際として苗場を中心に雑草管理に困っています。隣で自作している農業者にとっては、自分の農地に稗や虫が湧くため忌々しき問題であります。そこを農業委員会として耕作者にしっかり管理するよう指導していただきたいと思います。

○事務局 地域によっては事務局だけで協力していただけない耕作者について、農業委員や区長の協力いただき一緒に申し出をすることもあります。皆さんのお力もない

と解消できないだけでなく、耕作放棄地の増加もあります。そのなかで新規参入農業者とのマッチングを進めていますが、新規参入農業者がきれいにやってくれるかどうか分からないだけでなく、途中で離脱してしまうリスクもあり事務局としても悩んでいます。耕作放棄地は置いておくわけにはいかないので、地道にマッチングしないといけないと思っています。

○議 長 その他、質疑、意見はありますか。

(質疑、意見無し)

○議 長 質疑、意見が無いものと認めます。議案第7号番号8から番号15について「原案のとおり意見無し」でよろしい方は挙手を願います。

(全員挙手)

○議 長 全会一致と認め、「意見無し。」といたします。

○議 長 日程第6、「納税猶予制度の証明について」を議題とします。議案第13号「租税特別措置法第70条の6第1項に規定する農地等についての相続税納税猶予の適用を受ける適格者証明願いについて」事務局に説明を求めます。

(事務局説明)

○議 長 只今、事務局から説明がありましたが、地区担当委員の方からご意見がありましたらお願い致します。穂積中原地区について、松野藤四郎委員ご意見ありますか。

○松野委員 納税猶予をかければいいと思いますが、該当地の周辺に関しての状況を教えていただければと存じます。

○事務局 周辺は宅地となっています。被相続人は市街地の中でも農業を意向が高い農業者でした。相続人が納税猶予をされるとのことで、その場所で20年間農業を営む必要があることを説明し、引き続き農業をするということで確認しました。

○浅野委員 その場所をタブレットで出そうとしたけれど出し方が分からないので教えてください。

- 事務局 農地ナビでは市街化区域の農地情報は出ません。
- 議長 同じく稲里地区について、豊田美津雄委員ご意見ありますか。
- 豊田委員 ご本人がやられるということで何も問題ありませんのでよろしく願いいたします。
- 議長 議案第13号番号1について、質疑、意見があれば挙手をお願いします。
- 北村委員 確認のために質問します。市街化区域なので特定貸付もできないため、ご本人が20年間耕作しないといけないことについては大丈夫ですか。
- 事務局 念押し済みです。
- 議長 その他、質疑、意見はありますか。
(質疑、意見無し)
- 議長 質疑、意見が無いものと認めます。議案第13号番号1について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。
(全員挙手)
- 議長 全会一致と認め、原案のとおり決定されました。
- 議長 日程第4、農業委員会の活動計画についてを議題とします。議案第14号「令和8年度農業委員会の最適化活動の目標の設定等について」、事務局に説明を求めます。
(事務局説明)
- 議長 議案第14号については、内容を鑑みて例年どおり部会に付託したいと思えます。なお、各部会に付託する個所については、11ページの割り振りとしたいと思えます。この案件を農地利用最適化推進委員の意見聴取を行いつつ、農地部会及び農政部会に付託することについて質疑、意見があれば挙手をお願いします。

○北村委員 最適化活動の成果目標について、集積率80%、今年度の新規集積目標面積88haで今年度の集積率41.2%について、80%からの均等割で算出されたものと思われますが、実質的には無理な目標であると昨年6月の総会でも意見させていただきましたが、事務局から農業会議へ現実味のある目標数値を設定できるか確認するとの回答をもらいましたが、そのあたりを踏まえまして目標の設定をしていただきたいと思います。

○事務局 昨年の時点でどの市町も令和12年度の集積率80%目標は困難になっており、次回令和18年の集積目標が80%に繰り延べになるとの話はもらっています。昨年相談したときは、均等割で算出する方法でよいとのことでしたが、農業会議へ再度確認させていただきます。

○北村委員 均等割の算出方法では目標達成できないため、最終的な目標は80%であるかもしれないが、とりあえず8年度の目標を現実的な数値で設定する際に実績報告時の評価がよくなるのでそのほうが良いのではないかと思います。

○事務局 令和11年まで現実的な目標とし、令和12年度に一気に目標を上げる方法についても検討します。

○議長 集積率の目標は県から指示されるのか、農業会議より指示されるのかどちらですか。

○事務局 両方から指示されます。農業委員会の基本構想制定時にも集積率80%という指示がされており、現実的には厳しい目標であり、農業会議への確認でも県内市町村どこも達成するのは難しく令和18年まで延長するとの話も入っています。そこまでの過程を均等割ではなく、北村委員が意見した現実的な目標で制定する方法は理解できます。

○議長 その他、質疑、意見はありますか。
(質疑、意見無し)

○議長 質疑、意見が無いものと認めます。議案第14号について、農地利用最適化推進委員の意見聴取を行いつつ、農地部会及び農政部会に付託することに賛成の

方は挙手を願います。
(全員挙手)

○議 長 全会一致と認め、農地部会及び農政部会に付託することに決定されました。

○議 長 以上で本日の総会の議事はすべて議了致しました。

○議 長 これにて、瑞穂市農業委員会第3回総会を閉会いたします。